

景観読本の目次 - 更新前 -

目次

I 建築物・工作物の景観形成	1 届出制度の概要 i-2
	(1) 景観計画区域と届出対象行為について..... i-2
	(2) 届出手続きのフロー..... i-9
	2 景観形成の手順 i-10
II 屋外広告物の景観形成	3 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説 i-36
	(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧... i-36
	(2) 景観形成基準の解説..... i-82
	(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例..... i-117
	4 メディアファサード等の取扱いについて i-132
	(1) 協議対象行為と協議対象区域について..... i-132
	(2) 協議の基準について..... i-133
	(3) 協議手続きフローについて..... i-135
	1 届出制度の概要 ii-2
	(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象..... ii-2
(2) 届出手続きのフロー..... ii-4	
2 景観形成の基本的な視点 ii-5	
(1) 屋外広告物に関する基本方針..... ii-5	
(2) 基本的な視点..... ii-6	
3 屋外広告物基準と解説 ii-7	
(1) 屋外広告物基準一覧..... ii-7	
(2) 屋外広告物基準の解説..... ii-21	
4 デジタルサイネージの取扱いについて ii-30	
(1) 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」における対象となるデジタルサイネージ..... ii-30	
(2) 協議対象地区..... ii-31	
(3) 協議等手続きのフロー..... ii-33	
(4) デジタルサイネージの設置基準 一覧..... ii-37	
(5) 低層部における設置基準の解説..... ii-44	
(6) 建築物中層部への設置の前提となる地域独自の基準の策定について..... ii-47	
(7) 建築物低層部への設置者による内部取扱規定の策定について..... ii-48	

抽出

- ・内容を充実
- ・独立した章（ガイドライン）として再構成

III 景観重要公共施設の景観指針	1 景観重要公共施設の概要 iii-2
	(1) 景観重要公共施設の位置..... iii-2
	(2) 整備の手続き..... iii-3
IV 地域の景観まちづくりの進め方	(3) 占用等の許可の手続き..... iii-5
	2 公共施設の景観形成の基本的な視点 iii-9
V 大規模面的整備検討による景観誘導	1 地域の景観まちづくりの進め方のヒント iv-2
	2 地域ルールの実効性の担保 iv-9
VI 夜間景観ガイドライン	1 制度の概要 v-2
	(1) 対象行為について..... v-2
	(2) 手続きのフロー..... v-2
	(3) 検討書に記載する事項..... v-4
	(4) 視点場の考え方..... v-5
(5) 近景・中景・遠景とは..... v-5	
補章 ～資料編～	1 夜間景観ガイドラインの目的と対象 vi-3
	(1) 夜間景観ガイドラインの目的..... vi-3
	(2) 夜間景観ガイドラインの対象..... vi-3
補章 ～資料編～	2 夜間景観形成の方向 vi-4
	(1) 夜間景観の形成の基本的な考え方..... vi-4
	(2) 大阪らしい「4つのあかり」に基づく夜間景観の形成..... vi-4
補章 ～資料編～	(3) 大阪を代表する「3つのエリア」における夜間景観形成..... vi-6
	3 夜間景観形成の手法の解説 vi-7
	(1) 夜間景観形成の手順..... vi-7
補章 ～資料編～	(2) 魅力的な「4つのあかり」を生み出す照明手法等..... vi-9
	(3) 「3つのエリア」の特性を生かす照明手法等..... vi-26
	1 景観計画の概要 ㊦-2
補章 ～資料編～	2 景観計画 関連例規集 ㊦-10
	(1) 大阪市都市景観条例..... ㊦-10
	(2) 大阪市都市景観規則..... ㊦-22
補章 ～資料編～	(3) 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱..... ㊦-29

景観読本の目次 - 更新後 1/2 -

目次

I 建築物・工作物の景観形成	1 届出制度の概要	i-2
	(1) 景観計画区域と届出対象行為について	i-2
	(2) 届出手続きのフロー	i-9
	2 景観形成の手順	i-10
	3 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説	i-36
(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧	i-36	
(2) 景観形成基準の解説	i-82	
(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例	i-117	
4 メディアファサード等の取扱いについて	i-132	
(1) 協議対象行為と協議対象区域について	i-132	
(2) 協議の基準について	i-133	
(3) 協議手続きフローについて	i-135	

II 屋外広告物の景観形成	1 届出制度の概要	ii-2
	(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象	ii-2
	(2) 届出手続きのフロー	ii-4
	2 景観形成の基本的な視点	ii-5
	(1) 屋外広告物に関する基本方針	ii-5
(2) 基本的な視点	ii-6	
3 屋外広告物基準と解説	ii-7	
(1) 屋外広告物基準一覧	ii-7	
(2) 屋外広告物基準の解説	ii-21	

III 景観重要公共施設の景観指針	1 景観重要公共施設の概要	iii-2
	(1) 景観重要公共施設の位置	iii-2
	(2) 整備の手続き	iii-3
	(3) 占用等の許可の手続き	iii-5
	2 公共施設の景観形成の基本的な視点	iii-9

IV 地域の景観まちづくりの進め方	1 地域の景観まちづくりの進め方のヒント	iv-2
	2 地域ルールの実効性の担保	iv-9

V 大規模面的整備 検討による 景観誘導	1 制度の概要	v-2
	(1) 対象行為について	v-2
	(2) 手続きのフロー	v-2
	(3) 検討書に記載する事項	v-4
	(4) 視点場の考え方	v-5
(5) 近景・中景・遠景とは	v-5	

VI 夜間景観 ガイドライン	1 夜間景観ガイドラインの目的と対象	vi-3
	(1) 夜間景観ガイドラインの目的	vi-3
	(2) 夜間景観ガイドラインの対象	vi-3
	2 夜間景観形成の方向	vi-4
	(1) 夜間景観の形成の基本的な考え方	vi-4
	(2) 大阪らしい「4つのあかり」に基づく夜間景観の形成	vi-4
	(3) 大阪を代表する「3つのエリア」における夜間景観形成	vi-6
	3 夜間景観形成の手法の解説	vi-7
	(1) 夜間景観形成の手順	vi-7
	(2) 魅力的な「4つのあかり」を生み出す照明手法等	vi-9
(3) 「3つのエリア」の特性を生かす照明手法等	vi-26	

VII デジタルサイネージ ガイドライン	1 はじめに	vii-3
	2 協議対象	vii-7
	(1) 協議の対象となるデジタルサイネージ	vii-3
	(2) 協議対象地区	vii-3
	3 基本方針—景観誘導の考え方	vii-3
	4 設置基準	vii-8
	(1) 建物低層部に設置する場合	vii-8
	(2) 建物中層部に設置する場合	vii-16
	5 設置基準の解説	vii-8
	(1) 建物低層部	vii-8
(2) 建物低層部	vii-16	
(3) コンテンツ作成のポイント	vii-16	
(4) デジタルサイネージ設置時チェックシート	vii-16	

景観読本の目次 - 更新後 2/2 -

VII

デジタルサイネージ
ガイドライン(続き)

6 協議等手続きについて	vii-30
(1) 必要な提出書類について	vii-30
(2) 内部取扱規定・地域独自の基準の策定について	vii-32
(3) 設置協議	vii-32
(4) 実績報告	vii-32

補章

～資料編～

① 景観計画の概要	ホ-2
② 景観計画 関連例規集	ホ-10
(1) 大阪府都市景観条例	ホ-10
(2) 大阪府都市景観規則	ホ-22
(3) 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱	ホ-29

景観コラム

◎景観資源とは (関西大学環境都市工学部建築学科准教授 橋寺 知子)	i-12
◎営みが紡ぎ出す景観 (京都大学大学院人間・環境学研究科教授 中嶋 節子)	i-13
◎市街地に残る旧集落の面影 (大阪大学大学院工学研究科教授 澤木 昌典)	i-18
◎ベイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成 (大阪大学大学院工学研究科教授 加賀 有津子)	i-33
◎敷き際空間の役割とまちなみの演出 (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	i-82
◎市街地にうるおいを与える外構設計のエッセンス (大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 下村 泰彦)	i-100
◎ランドマークとなる土木構造物 (近畿大学理工学部社会環境工学科教授 岡田 昌彰)	i-103
◎都心・中之島周辺の水辺景観を印象的にデザインする (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	i-111
◎水都大阪の美観 (大阪府立大学観光産業戦略研究所長／ 大阪市立大学都市研究プラザ客員教授 橋爪 紳也)	iii-10
◎場所の魅力を磨きあげ シビックプライドを育む 夜間景観 ～国際観光都市に求められる現代の夜間景観づくりとは～ (大阪大学大学院非常勤講師 長町 志穂)	vi-38
◎デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について (大阪大学 大学院工学研究科准教授) 福田 知弘	vii-16

景観コラムの追加

大阪大学の福田准教授に執筆いただきました。

景観コラム
デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について
(大阪大学 大学院工学研究科准教授 福田 知弘)

デジタルサイネージガイドラインの構成

下線部の**太字部分**が今回充実させる項目で、特に「5 設置基準の解説」を充実



現状 (読本の抜粋)

Ⅱ 屋外広告物の景観形成

(略)

4 デジタルサイネージの取扱いについて

- (1) 対象となるデジタルサイネージ
- (2) 協議対象地区
- (3) 協議等手順のフロー
- (4) 設置基準 一覧
- (5) 低層部における設置基準の解説 ※部分的な解説
- (6) 中層部への設置の前提となる
地域独自の基準の策定について
- (7) 建築物低層部への設置者による
内部取扱規定の策定について



変更

VII デジタルサイネージガイドライン

- 1 はじめに
- 2 協議対象
 - 協議の対象となるデジタルサイネージ
 - 協議対象地区
- 3 基本方針—景観誘導の考え方
- 4 設置基準
 - 建物低層部に設置する場合
 - 建物中層部に設置する場合
- 5 **設置基準の解説**
 - **建物低層部**
 - **建物中層部**
 - **コンテンツ作成のポイント**
 - **デジタルサイネージ設置時チェックシート**
- 6 協議等手続きについて
 - 必要な提出書類について**
 - 内部取扱規定・地域独自の基準の策定について
 - 設置協議
 - 実施報告

太字
||
充実させる
項目

特に充実

解説を充実させる設置基準について

要綱(別表第1)に規定する項目のうち、**太字の項目**について内容を追加・補足します。

規定一覧



建物低層部

- ・前提条件 (周辺との調和、内部規定)
- ・設置位置、形態・意匠の基準
- ・大きさ (1か所) の基準 ※解説無し
- ・総量の基準 ※解説無し
- ・快適な街路景観創出のための基準
 - 〔 2 m²以下とする場合
 - 〔 2 m²超え 5 m²以下とする場合
- ・周辺への影響を抑えるための基準 (輝度、色彩)
- ・コンテンツの基準
(周辺景観への配慮、公序良俗、不快感や不安感)



建物中層部

- ・前提条件 (にぎわい形成)
- ・設置位置、大きさ、形態・意匠の基準
(高さ、視点場)
- ・周辺への影響を抑えるための基準
※低層部と同じ
- ・コンテンツの基準 (デザイン性)

太字部分の解説を

充実

デザイン部会での検討項目

新たに追加する項目のうち、以下の点について主に検討を行いました。

要綱上の項目

- **前提条件 (P16)** → 1 筐体 (自立型) のデザインについて
周辺環境との調和に配慮する。
- **快適な街路景観創出のための基準 (P21)** → 2 セットバック空間のあり方について
敷地内の視点場となる空間の
広がり確保する。
- **コンテンツの基準 (P25)** → 3 コンテンツのデザイン
(レイアウト、文字の大きさ、文字数等)
周辺景観に配慮したものとする。
見る人に不快感や不安感を与えないものとする。
デザイン性の高いものとする (建物中層部)

主な検討項目

(参考) スケジュール

令和3年4月1日 (木)	要綱改正	
令和3年7月29日 (木)	デザイン部会	: ガイドライン (案) の確認
令和3年12月27日 (月)	都市景観委員会	: ガイドライン (案) の確認
以降	HP公表	

ここからは、デジタルサイネージガイドラインの内容をご説明いたします。

資料3-2「デジタルサイネージガイドライン（案）」を合わせてご覧ください。